公益財団法人静岡県漁業振興基金定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人静岡県漁業振興基金と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、沿岸漁業の振興と海洋資源の培養に関する事業を行い、もって静岡県の水産業及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　漁業公害対策や漁業環境の改善等漁業の振興に関する事業
⑵　栽培漁業の推進に関する事業
⑶　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（財産の種類及び管理）
第５条　この法人の財産は、基本財産及び運用財産の２種とする。
２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
⑴　公益法人の設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
⑵　評議員会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
⑶　基本財産とすることを指定して寄附された財産
３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。
４　基本財産及び運用財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（基本財産の区分）
第６条　この法人の基本財産は、漁業振興基金、栽培漁業推進基金及び法人運営基金に区分して管理する。
２　漁業振興基金は、第４条第１号に掲げる事業を実施するための基本財産とする。

３　栽培漁業推進基金は、第４条第２号に掲げる事業を実施するための基本財産とする。
４　法人運営基金は、法人の運営管理のための基本財産とする。

（事業年度）
第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については、承認を受けなければならない。
⑴　事業報告
⑵　事業報告の附属明細書
⑶　貸借対照表
⑷　損益計算書(正味財産増減計算書)
⑸　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
⑹　財産目録
２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
⑴　監査報告
⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿
⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第10条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）
第11条　この法人に評議員９名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
⑴　各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
⑵　他の同一の団体(公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）
第13条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第14条　評議員は、無報酬とする。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構成）
第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（議長）
第16条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（権限）
第17条　評議員会は、次の事項について決議する。
⑴　理事及び監事の選任又は解任
⑵　理事の報酬等の額
⑶　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
⑷　定款の変更
⑸　残余財産の処分
⑹　基本財産の処分又は除外の承認
⑺　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第18条　評議員会は、定時評議員会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会として開催する。

（招集）
第19条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第20条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴　監事の解任
⑵　定款の変更
⑶　基本財産の処分又は除外の承認

⑷　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第21条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）
第22条　この法人に、次の役員を置く。
⑴　理事　６名以上12名以内
⑵　監事　３名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。
４　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第23条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第27 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第28 条　理事長及び常務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができるほか、評議員会において別に定める基準の範囲内で退職慰労金を支給することができる。

第７章　理事会

（構成）
第29 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（開催）
第30 条　理事会は、毎事業年度２回以上開催する。
２　理事会は、次のいずれかに該当するとき開催する。
⑴　理事長が必要と認めたとき。
⑵　理事又は監事から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。

（権限）
第31 条　理事会は、次の職務を行う。
⑴　この法人の業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第32 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第33条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第34条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　事務局

（設置等）
第35条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第36条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第12条についても適用する。

（解散）
第37条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第38条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第39条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公告の方法

（公告の方法）
第40条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２　事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法による。

附　則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、橋ヶ谷善生とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
新藤康晴、内田　直、荒川邦夫、真野　稔、外山廣文、宮城島昌典、西川徳市、谷澤輝雄、久米　勇、石津敏夫、永谷錬史、望月孝夫、大石雅章、山下久雄、守屋司子、鈴木伸洋、影山佳之、鈴木雄策

附　則
１　この定款は、令和４年５月の定時評議員会の終結後から施行する。

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A003894
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県漁業振興基金

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤
エンドウ	テツヤ	遠藤	哲也	非常勤
ヌマノ	フミオ	沼野	文雄	非常勤
シオザキ	トシミ	塩崎	敏巳	非常勤
サツカワ	カズヨシ	薩川	一義	非常勤
マツウラ	ミツノリ	松浦	光紀	非常勤
アツミ	サトシ	渥美	敏	非常勤
ヤマモト	コウジ	山本	浩司	非常勤
ハタケヤマ	ヒロアキ	畠山	広明	非常勤
ナナミ	カツヒト	名波	克仁	非常勤
モリヤ	ノリコ	守屋	司子	非常勤
アキヤマ	ノブヒコ	秋山	信彦	非常勤
イトウ	マドカ	伊藤	円	非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤	代表 理事
ヤブタ	クニユキ	薮田	国之	非常勤	レ
ミヤハラ	ジュンイチ	宮原	淳一	非常勤	
イタバシ	タケシ	板橋	威	非常勤	
キクチ	ケンジ	菊地	賢次	非常勤	
カトウ	キクオ	加藤	紀久夫	非常勤	
ツチヤ	コウジ	土屋	孝次	非常勤	
ハシガヤ	タケオ	橋ケ谷	長生	非常勤	
アンマ	ヒデオ	安間	英雄	非常勤	
アオキ	カツナガ	青木	一永	常勤	

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤 非常勤
モリ	ノリヨシ	森	訓由	非常勤
ニシハラ	タダシ	西原	忠	非常勤

第2 事 業 の 概 要 （令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

長引く低金利により、基本財産の利息収入は厳しい状況が継続した。加えて、新型コロナウイルス感染症は繰り返し感染拡大を起こした。

そこで、健全な運営のための収支均衡に努めるとともに、リモートよる会議や関係機関との打合せにより、事業を計画どおり実施した。

漁業振興公害対策事業では、県内各地の沿岸漁業の振興を支援するため水産基盤施設の整備等の支援を行った。

栽培漁業推進事業では、指定法人として県が策定した第７次栽培基本計画に基づき水産資源の維持増大に努めた。具体的には種苗生産機関、漁業者団体、行政機関等との連携を図り、安定した中間育成と放流尾数の確保を図った。加えて、マダイの沖だし等の現場作業では感染症対策を留意して実施した。

財産の運用では、令和元年度に各基金の組換えにより漁業振興基金は 10 億 16 百万円、栽培基金は 18 億６千８百万円となった。現在、令和２年度に策定した令和３年～令和 12 年までの計画により運用している。なお、当該期間中に低利の債券を売却し、高利の債券を購入する買い替え１件を行った。

1　漁業振興公害対策事業

漁業振興基金基本財産運用収入によって、事業費（助成額）6,903 千円で、漁業振興に係る次の事業を実施した。

表１　実施事業一覧

事業名	地域振興事業	広域振興事業
1　漁業振興対策事業 （6,545 千円）	・種苗放流事業 ・漁業施設整備事業 伊豆漁協ほか 4 件 （5,913 千円） ・漁港関連整備事業	・重要魚種増殖対策事業 県桜えび組合　（300 千円） ・磯焼け対策事業 磯焼け対策協　（200 千円） ・漁業開発調査指導事業 県漁連　（132 千円） ・種苗放流事業
2　漁業公害対策事業	・漁場監視対策事業 ・公害対策関連事業	・公害対策等
3　漁業環境保全対策事業 （50 千円）	・海底清掃事業 ・障害物除去事業	・広域的海岸・海中清掃事業 浜名湖をきれいにする会 （50 千円） ・地先漁場保全対策事業
4　教育広報事業 （308 千円）		・漁業者等育成事業 県漁連　（158 千円） ・広報事業 県漁連　（150 千円）
合計　6,903 千円	5,913 千円	990 千円

２　栽培漁業推進事業

県の指定法人として栽培漁業を推進するため、第７次基本計画に基づく「放流効果実証事業」に取り組み、マダイ、ヒラメの中間育成と放流を実施した。事業は栽培漁業振興基金の基本財産運用収入、県補助金、漁業者及び市町の負担金等を財源とした。

マダイ放流事業は、伊豆、中部、榛南の３地域でそれぞれ組織した地域栽培漁業推進協議会により実施した。事業は当法人が県補助金を使って行う「資源増大推進普及事業」と、漁業者及び市町負担金による「地域栽培推進事業」を一体的に実施し、効率的な実施に努めた。

当期の静岡県温水利用研究センターによるマダイ種苗生産は順調に実施され、計画どおり計 1,600 千尾の種苗が３地域へ供給された。しかし、榛南は沖出しが遅くなり、高水温により中間育成に影響が生じた。

ヒラメ放流事業は、榛南地域と沼津地域で実施した。榛南地域はマダイと同様に地域栽培漁業推進協議会による、資源増大推進普及事業と地域栽培推進事業を実施した。沼津地域では漁業者・市の負担金を財源の一部にして、沼津市漁業協同組合青壮年部連絡協議会へ委託した。ヒラメの種苗生産は計画どおり 480 千尾が静岡県温水利用研究センターから供給された。

なお、平成 23 年の東日本大震災後、浜岡原発が運転停止となり、静岡県温水利用研究センターでは温排水等の利用ができなくなっている。しかし、温水ボイラーや海水供給ポンプ等が整備され、令和４年度も県や電力事業者等の支援を受け、前年度までと同様の種苗生産体制が維持された。

（１）マダイ放流事業

ア　伊豆地域

静岡県温水利用研究センター沼津分場から計画どおり 900 千尾の種苗が供給された。当地域では疾病の発生や、新型コロナウイルス感染症により放流日が延期されたことが影響し、放流数は計画の 98%の 583 千尾となった。

また、沼津市久料幼稚仔保育場では、放流後の減耗防止と定着率向上のための給餌と施設管理を行った。集魚状況調査によると、岸寄りの海域で滞留効果が認められた。

イ　中部地域

静岡県温水利用研究センター本所から計画どおりの種苗 200 千尾が供給された。中間育成も良好で、放流尾数は計画の 120%となる 158 千尾になった。

ウ　榛南地域

静岡県温水利用研究センター本所から計 500 千尾が計画どおり供給された。しかし、沖出しが遅れことなどが影響し、放流尾数は計画の 71%となる 233 千尾になった。

表２　地域別・事業別マダイ中間育成・放流結果一覧

地域別結果

対象海域	伊豆				中部	榛南	合計
中間育成場	網代	田子	内浦	計	小川	地頭方	―
中間育成尾数(千尾)	405	225	270	900	200	500	1,600
沖出し時全長(㎜)	27.6	25.0	27.9	―	25.4	27.5～29.1	―
放流尾数(千尾) (計画放流数)	296 (266)	123 (148)	164 (177)	583 (591)	158 (131)	233 (328)	974 (1,050)
放流時尾叉長(㎜)	65.3	69.8	89.0	―	67.6	62.1～77.6	―
実施時期	7～8 月						―

事業別（源増大推進普及事業、地域栽培推進事業）結果

	対象海域	伊豆				中部	榛南	合計
	中間育成場	網代	田子	内浦	計	小川	地頭方	―
mm資源増大	中間育成尾数(千尾)	187.5	97.5	165	450	―	350	800
	放流尾数(千尾) (計画放流数)	137.1 (123)	53.3 (64)	100.3 (109)	290.7 (296)	―	163 (230)	453.7 (526)
地域栽培	中間育成尾数(千尾)	217.5	127.5	105	450	200	150	800
	放流尾数(千尾) (計画放流数)	158.9 (143)	69.7 (84)	63.7 (69)	292.3 (296)	157 (131)	70 (98)	519.3 (525)

（２）　ヒラメ放流事業

ア　榛南地域

榛南地域では、静岡県温水利用研究センター本所から当初計画どおりヒラメ種苗 420 千尾が供給された。

中間育成も順調に行われ、計画の 100%となる 280 千尾を放流した。

イ　沼津地域

沼津地域では、静岡県温水利用研究センター本所から当初計画どおりヒラメ種苗 60 千尾を受入れた。中間育成の歩留りは、計画より低い 51%で、放流尾数は

30.3 千尾となった。

表３　事業別・地域別ヒラメ中間育成・放流結果一覧

対象海域	榛南			沼津市	合計
事業名	資源増大推進普及事業	地域栽培推進事業	計	―	―
中間育成場	温水センター		―	内浦	―
中間育成尾数(千尾)	220	200	420	60	480
受入れ時全長(㎜)	31.5		―	31.5	―
放流尾数(千尾) (計画放流数)	147 (147)	133 (133)	280 (280)	30.3 (40)	310.3 (320)
放流時体長(㎜)	66.0		―	38.4～59.8	―
実施時期	5～8 月		―	5～6 月	―

第3 財務諸表

〈漁業振興公害対策事業〉

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	7,956,819	8,231,031	△ 274,212
⑥雑収入			
受 取 利 息	229	7,986	△ 7,757
経 常 収 益 計	7,957,048	8,239,017	△ 281,969
(2)経常費用			
①事業費			
役 員 報 酬	1,609,200	1,609,200	0
給 料 手 当	722,034	877,690	△ 155,656
福 利 厚 生 費	360,843	354,481	6,362
旅 費 交 通 費	17,808	16,392	1,416
会 議 費	6,600	7,378	△ 778
通 信 運 搬 費	71,693	100,899	△ 29,206
消 耗 備 品 費	3,471	12,917	△ 9,446
図 書 印 刷 費	58,226	23,741	34,485
雑 費	10,260	9,897	363
助 成 金	6,903,000	7,827,000	△ 924,000
③引当金繰入額			
賞与引当金繰入額	28,676	28,523	153
経 常 費 用 計	9,791,811	10,868,118	△ 1,076,307
当 期 経 常 増 減 額	△ 1,834,763	△ 2,629,101	794,338
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
運用債券売却収入	9,338,444	0	9,338,444
経常外収益計	9,338,444	0	9,338,444
当 期 経 常 外 増 減 額	9,338,444	0	9,338,444
当期一般正味財産増減額	7,503,681	△ 2,629,101	10,132,782
一般正味財産期首残高	13,636,924	16,266,025	△ 2,629,101
一般正味財産期末残高	21,140,605	13,636,924	7,503,681
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産評価益	633,583	1,105,448	△ 471,865
基本財産有価証券運用売却益	9,338,444	0	9,338,444
基本財産有価証券評価損益	△ 62,287,527	△ 24,840,348	△ 37,447,179
一般正味財産への振替額	△ 9,972,027	△ 1,105,448	△ 8,866,579
当期指定正味財産増減額	△ 62,287,527	△ 24,840,348	△ 37,447,179
指定正味財産期首残高	1,036,054,466	1,060,894,814	△ 24,840,348
指定正味財産期末残高	973,766,939	1,036,054,466	△ 62,287,527
Ⅲ 正味財産期末残高	994,907,544	1,049,691,390	△ 54,783,846

〈栽培漁業推進事業〉

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	26,502,984	26,502,988	△ 4
②補助金収入			
国庫補助金収入	1,200,000	1,200,000	0
県費補助金収入	4,160,000	3,286,000	874,000
③負担金収入			
市町負担金収入	9,507,000	9,507,000	0
漁業者負担金収入	11,091,000	11,091,000	0
漁港漁場協会負担金収入	190,000	190,000	0
④寄付金収入			
受取寄付金	980,000	0	980,000
⑤協力金収入			
遊漁者協力金収入	125,000	200,000	△ 75,000
⑥雑収入			
受 取 利 息	381	13,295	△ 12,914
経 常 収 益 計	53,756,365	51,990,283	1,766,082
(2)経常費用			
①事業費			
役 員 報 酬	2,682,000	2,682,000	0
給 料 手 当	722,034	877,690	△ 155,656
福 利 厚 生 費	481,123	472,641	8,482
旅 費 交 通 費	317,074	348,090	△ 31,016
会 議 費	35,876	45,037	△ 9,161
通 信 運 搬 費	125,943	166,674	△ 40,731
消 耗 備 品 費	984,489	842,764	141,725
図 書 印 刷 費	197,938	232,846	△ 34,908
諸 会 費	290,000	290,000	0
雑 費	89,139	102,351	△ 13,212
諸 謝 金	400,000	413,000	△ 13,000
委 託 費	16,922,737	15,640,761	1,281,976
種 苗 購 入 費	26,880,000	26,880,000	0
種 苗 運 搬 費	733,260	678,700	54,560
施 設 整 備 費	2,230,480	407,000	1,823,480
負 担 金	100,000	100,000	0
③引当金繰入額			
賞与引当金繰入額	28,676	28,523	153
経 常 費 用 計	53,220,769	50,208,077	3,012,692
当期一般正味財産増減額	535,596	1,782,206	△ 1,246,610
一般正味財産期首残高	31,930,111	30,147,905	1,782,206
一般正味財産期末残高	32,465,707	31,930,111	535,596
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受 取 寄 付 金	300,000	980,000	△ 680,000
基本財産評価益	57,965	57,965	0
基本財産有価証券運用売却益	0	0	0
基本財産有価証券評価損益	△ 93,019,025	△ 41,883,445	△ 51,135,580
一般正味財産への振替額	△ 1,037,965	△ 57,965	△ 980,000
当期指定正味財産増減額	△ 93,699,025	△ 40,903,445	△ 52,795,580
指定正味財産期首残高	2,074,987,758	2,115,891,203	△ 40,903,445
指定正味財産期末残高	1,981,288,733	2,074,987,758	△ 93,699,025
Ⅲ 正味財産期末残高	2,013,754,440	2,106,917,869	△ 93,163,429

〈法人会計〉

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	5,116,439	5,116,439	0
⑥雑収入			
受 取 利 息	152	2,717	△ 2,565
⑦引当金取崩額			
役員退職慰労金引当金取崩額	60,000	200,000	△ 140,000
経 常 収 益 計	5,176,591	5,319,156	△ 142,565
(2)経常費用			
②管理費			
役 員 報 酬	1,072,800	1,072,800	0
給 料 手 当	962,712	1,170,252	△ 207,540
福 利 厚 生 費	360,842	354,481	6,361
旅 費 交 通 費	329,428	254,852	74,576
会 議 費	65,927	34,630	31,297
通 信 運 搬 費	410,688	213,557	197,131
消 耗 備 品 費	62,657	15,407	47,250
図 書 印 刷 費	246,226	211,741	34,485
諸 会 費	165,000	166,000	△ 1,000
水 道 光 熱 費	331,284	331,284	0
賃 借 料	856,680	856,680	0
雑 費	144,920	236,707	△ 91,787
役員退職慰労金	60,000	200,000	△ 140,000
③引当金繰入額			
賞与引当金繰入額	38,234	38,030	204
役員退職慰労金引当金繰入額	160,000	170,000	△ 10,000
経 常 費 用 計	5,267,398	5,326,421	△ 59,023
当期一般正味財産増減額	△ 90,807	△ 7,265	△ 83,542
一般正味財産期首残高	5,601,519	5,608,784	△ 7,265
一般正味財産期末残高	5,510,712	5,601,519	△ 90,807
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産評価益	2,439	2,439	0
基本財産有価証券運用売却益	0	0	0
基本財産有価証券評価損益	△ 19,852,439	△ 7,052,439	△ 12,800,000
一般正味財産への振替額	△ 2,439	△ 2,439	0
当期指定正味財産増減額	△ 19,852,439	△ 7,052,439	△ 12,800,000
指定正味財産期首残高	441,667,236	448,719,675	△ 7,052,439
指定正味財産期末残高	421,814,797	441,667,236	△ 19,852,439
Ⅲ 正味財産期末残高	427,325,509	447,268,755	△ 19,943,246

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日

公益財団法人静岡県漁業振興基金　（単位:円）

科　　目	公益法人目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合　計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小　計				
Ⅰ 一般正味財産増減の部							
1．経常増減の部							
(1)経常収益							
①基本財産運用収入							
基本財産利息収入	7,956,819	26,502,984	34,459,803		5,116,439		39,576,242
②補助金収入							
国庫補助金収入	0	1,200,000	1,200,000		0		1,200,000
県費補助金収入	0	4,160,000	4,160,000		0		4,160,000
③負担金収入							
市町負担金収入	0	9,507,000	9,507,000		0		9,507,000
漁業者負担金収入	0	11,091,000	11,091,000		0		11,091,000
漁港漁場協会負担金収入	0	190,000	190,000		0		190,000
④寄付金収入							
受取寄付金	0	980,000					
⑤協力金収入							
遊漁者協力金収入	0	125,000	125,000		0		125,000
⑥雑収入							
受　取　利　息	229	381	610		152		762
⑦引当金取崩額							
役員退職慰労金引当金取崩額	0	0	0		60,000		60,000
経 常 収 益 計	7,957,048	53,756,365	61,713,413		5,176,591		66,890,004
(2)経常費用							
①事業費							
役　員　報　酬	1,609,200	2,682,000	4,291,200				4,291,200
給　料　手　当	722,034	722,034	1,444,068				1,444,068
福 利 厚 生 費	360,843	481,123	841,966				841,966
旅 費 交 通 費	17,808	317,074	334,882				334,882
会　議　費	6,600	35,876	42,476				42,476
通 信 運 搬 費	71,693	125,943	197,636				197,636
消 耗 備 品 費	3,471	984,489	987,960				987,960
図 書 印 刷 費	58,226	197,938	256,164				256,164
諸　会　費	0	290,000	290,000				290,000
水 道 光 熱 費	0	0	0				0
賃　借　料	0	0	0				0
雑　費	10,260	89,139	99,399				99,399
助　成　金	6,903,000	0	6,903,000				6,903,000
諸　謝　金	0	400,000	400,000				400,000
委　託　費	0	16,922,737	16,922,737				16,922,737
種 苗 購 入 費	0	26,880,000	26,880,000				26,880,000
種 苗 運 搬 費	0	733,260	733,260				733,260
施 設 整 備 費	0	2,230,480	2,230,480				2,230,480
負　担　金	0	100,000	100,000				100,000
事 業 費 計	9,763,135	53,192,093	62,955,228				62,955,228

（単位：円）

科　　目	公益法人目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合　計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小　計				
②管理費							
役員報酬					1,072,800		1,072,800
給料手当					962,712		962,712
福利厚生費					360,842		360,842
旅費交通費					329,428		329,428
会議費					65,927		65,927
通信運搬費					410,688		410,688
消耗備品費					62,657		62,657
図書印刷費					246,226		246,226
諸会費					165,000		165,000
水道光熱費					331,284		331,284
賃借料					856,680		856,680
雑費					144,920		144,920
役員退職慰労金					60,000		60,000
管理費計					5,069,164		5,069,164
③引当金繰入額							
賞与引当金繰入額	28,676	28,676	57,352		38,234		95,586
役員退職慰労金引当金繰入額	0	0	0		160,000		160,000
引当金計	28,676	28,676	57,352		198,234		255,586
経常費用計	9,791,811	53,220,769	63,012,580		5,267,398		68,279,978
当期経常増減額	△ 1,834,763	535,596	△ 1,299,167		△ 90,807		△ 1,389,974
2. 経常外増減の部							
(1)経常外収益							
運用債券売却収入	9,338,444	0	9,338,444		0		
経常外収益計	9,338,444	0	9,338,444		0		
当期経常外増減額	9,338,444	0	9,338,444		0		
当期一般正味財産増減額	7,503,681	535,596	8,039,277		△ 90,807		7,948,470
一般正味財産期首残高	13,636,924	31,930,111	45,567,035		5,601,519		51,168,554
一般正味財産期末残高	21,140,605	32,465,707	53,606,312		5,510,712		59,117,024
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
受取寄付金	0	300,000	300,000		0		300,000
基本財産評価益	633,583	57,965	691,548		2,439		693,987
基本財産有価証券運用売却益	9,338,444	0	9,338,444		0		9,338,444
基本財産有価証券評価損益	△ 62,287,527	△ 93,019,025	△ 155,306,552		###########		△ 175,158,991
一般正味財産への振替額	△ 9,972,027	△ 1,037,965	△ 11,009,992		△ 2,439		△ 11,012,431
当期指定正味財産増減額	△ 62,287,527	△ 93,699,025	△ 155,986,552		###########		△ 175,838,991
指定正味財産期首残高	1,036,054,466	2,074,987,758	3,111,042,224		441,667,236		3,552,709,460
指定正味財産期末残高	973,766,939	1,981,288,733	2,955,055,672		421,814,797		3,376,870,469
Ⅲ 正味財産期末残高	994,907,544	2,013,754,440	3,008,661,984		427,325,509		3,435,987,493

〈漁業振興公害対策事業〉

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1．流動資産			
普通預金	4,960,685	5,929,141	△ 968,456
定期預金	15,000,000	7,000,000	8,000,000
未収収益	1,236,877	815,077	421,800
前払金	48,515	0	48,515
流動資産合計	21,246,077	13,744,218	7,501,859
2．固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産運用預金	3,543,039	13,086,066	△ 9,543,027
基本財産有価証券	970,223,900	1,022,968,400	△ 52,744,500
基本財産合計	973,766,939	1,036,054,466	△ 62,287,527
固定資産合計	973,766,939	1,036,054,466	△ 62,287,527
資産合計	995,013,016	1,049,798,684	△ 54,785,668
Ⅱ 負債の部			
1．流動負債			
源泉所得税預り金	13,357	13,159	198
社会保険料預り金	0	0	0
未払金	0	0	0
未払費用	63,439	65,612	△ 2,173
賞与引当金	28,676	28,523	153
流動負債合計	105,472	107,294	△ 1,822
負債合計	105,472	107,294	△ 1,822
Ⅲ 正味財産の部			
1．指定正味財産	973,766,939	1,036,054,466	△ 62,287,527
(うち基本財産への充当額)	(973,766,939)	(1,036,054,466)	(△24,840,348)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2．一般正味財産	21,140,605	13,636,924	7,503,681
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	994,907,544	1,049,691,390	△ 54,783,846
負債および正味財産合計	995,013,016	1,049,798,684	△ 54,785,668

〈栽培漁業推進事業〉

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1．流動資産			
普通預金	8,721,633	8,880,824	△ 159,191
定期預金	15,000,000	15,000,000	0
未 収 金	4,160,000	3,286,000	874,000
未収収益	4,892,702	4,892,702	0
前払費用	0	0	0
流動資産合計	32,774,335	32,059,526	714,809
2．固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産運用預金	1,141,333	1,199,298	△ 57,965
基本財産有価証券	1,979,847,400	2,072,808,460	△ 92,961,060
基本財産合計	1,980,988,733	2,074,007,758	△ 93,019,025
(2) 特定資産			
マダイ放流事業積立預金	300,000	980,000	△ 680,000
特定資産合計	300,000	980,000	△ 680,000
固定資産合計	1,981,288,733	2,074,987,758	△ 93,699,025
資産合計	2,014,063,068	2,107,047,284	△ 92,984,216
Ⅱ 負債の部			
1．流動負債			
源泉所得税預り金	17,810	17,546	264
社会保険料預り金	0	0	0
未払金	188,540	6,596	181,944
未払費用	73,602	76,750	△ 3,148
賞与引当金	28,676	28,523	153
流動負債合計	308,628	129,415	179,213
負債合計	308,628	129,415	179,213
Ⅲ 正味財産の部			
1．指定正味財産	1,981,288,733	2,074,987,758	△ 93,699,025
(うち基本財産への充当額)	(1,980,988,733)	(2,074,007,758)	(△93,019,025)
(うち特定資産への充当額)	(300,000)	(980,000)	(△680,000)
2．一般正味財産	32,465,707	31,930,111	535,596
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	2,013,754,440	2,106,917,869	△ 93,163,429
負債および正味財産合計	2,014,063,068	2,107,047,284	△ 92,984,216

〈法人会計〉

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1．流動資産			
普通預金	1,995,708	2,088,035	△ 92,327
定期預金	2,500,000	2,500,000	0
未収収益	990,155	990,155	0
前払費用	153,997	153,997	0
流動資産合計	5,639,860	5,732,187	△ 92,327
2．固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産運用預金	24,797	27,236	△ 2,439
基本財産有価証券	421,790,000	441,640,000	△ 19,850,000
基本財産合計	421,814,797	441,667,236	△ 19,852,439
(2) 特定資産			
役員退職慰労金引当預金	1,150,000	1,050,000	100,000
特定資産合計	1,150,000	1,050,000	100,000
固定資産合計	422,964,797	442,717,236	△ 19,752,439
資産合計	428,604,657	448,449,423	△ 19,844,766
Ⅱ 負債の部			
1．流動負債			
源泉所得税預り金	13,357	13,159	198
社会保険料預り金	0	0	0
未払金	0	0	0
未払費用	77,557	79,479	△ 1,922
賞与引当金	38,234	38,030	204
流動負債合計	129,148	130,668	△ 1,520
2．固定負債			
役員退職慰労金引当金	1,150,000	1,050,000	100,000
固定負債合計	1,150,000	1,050,000	100,000
負債合計	1,279,148	1,180,668	98,480
Ⅲ 正味財産の部			
1．指定正味財産	421,814,797	441,667,236	△ 19,852,439
(うち基本財産への充当額)	(421,814,797)	(441,667,236)	(△19,852,439)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2．一般正味財産	5,510,712	5,601,519	△ 90,807
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	427,325,509	447,268,755	△ 19,943,246
負債および正味財産合計	428,604,657	448,449,423	△ 19,844,766

貸 借 対 照 表 内 訳 表

令和5年3月31日現在

（単位：円）

科　　目	公益法人目的事業会計		法人会計	合　計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業		
Ⅰ 資産の部				
1．流動資産				
普 通 預 金	4,960,685	8,721,633	1,995,708	15,678,026
定 期 預 金	15,000,000	15,000,000	2,500,000	32,500,000
未　収　金	0	4,160,000	0	4,160,000
未 収 収 益	1,236,877	4,892,702	990,155	7,119,734
前　払　金	48,515	0	0	48,515
前 払 費 用	0	0	153,997	153,997
流動資産合計	21,246,077	32,774,335	5,639,860	59,660,272
2．固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産運用預金	3,543,039	1,141,333	24,797	4,709,169
基本財産有価証券	970,223,900	1,979,847,400	421,790,000	3,371,861,300
基本財産合計	973,766,939	1,980,988,733	421,814,797	3,376,570,469
(2) 特定資産				
マダイ放流事業積立預金	0	300000	0	300,000
役員退職慰労金引当預金	0	0	1,150,000	1,150,000
特定資産合計	0	300,000	1,150,000	1,450,000
固定資産合計	973,766,939	1,981,288,733	422,964,797	3,378,020,469
資産合計	995,013,016	2,014,063,068	428,604,657	3,437,680,741
Ⅱ 負債の部				
1．流動負債				
源泉所得税預り金	13,357	17,810	13,357	44,524
社会保険料預り金	0	0	0	0
未　払　金	0	188,540	0	188,540
未 払 費 用	63,439	73,602	77,557	214,598
賞 与 引 当 金	28,676	28,676	38,234	95,586
流動負債合計	105,472	308,628	129,148	543,248
2．固定負債				
役員退職慰労金引当金	0	0	1,150,000	1,150,000
固定負債合計	0	0	1,150,000	1,150,000
負債合計	105,472	308,628	1,279,148	1,693,248
Ⅲ 正味財産の部				
1．指定正味財産	973,766,939	1,981,288,733	421,814,797	3,376,870,469
(うち基本財産への充当額)	(973,766,939)	(1,980,988,733)	(421,814,797)	(3,376,570,469)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(300,000)	(0)	(300,000)
2．一般正味財産	21,140,605	32,465,707	5,510,712	59,117,024
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	994,907,544	2,013,754,440	427,325,509	3,435,987,493
負債および正味財産合計	995,013,016	2,014,063,068	428,604,657	3,437,680,741

財務諸表に対する注記

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券

時価のあるもの・・・・・・期末日の市場価額等に基づく時価法によっている。

（２）引当金の計上基準

賞 与 引 当 金　　・・・・・・職員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

役員退職慰労金引当金 ・・・・・・役員退職慰労金に相当する金額を期間按分して計上している。

（３）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

２．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
（基本財産）				
基本財産運用預金	14,312,600	7,123,169	16,726,600	4,709,169
基本財産有価証券	3,537,416,860	233,083,517	398,639,077	3,371,861,300
小　　計	3,551,729,460	240,206,686	415,365,677	3,376,570,469
（特定資産）				
マダイ放流事業積立預金	980,000	300,000	980,000	300,000
役員退職慰労金引当預金	1,050,000	160,000	60,000	1,150,000
小　　計	2,030,000	460,000	1,040,000	1,450,000
合　　計	3,553,759,460	240,666,686	416,405,677	3,378,020,469

３．基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
（基本財産）				
基本財産運用預金	4,709,169	4,709,169	—	—
基本財産有価証券	3,371,861,300	3,371,861,300	—	—
小　　計	3,376,570,469	3,376,570,469	0	0
（特定資産）				
マダイ放流事業積立預金	300,000	300,000	—	—
役員退職慰労金引当預金	1,150,000	—	—	1,150,000
小　　計	1,450,000	300,000	0	1,150,000
合　　計	3,378,020,469	3,376,870,469	0	1,150,000

４．補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位：円）

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表の記載区分
県費補助金	静岡県	0	4,160,000	4,160,000	0	―
合　計		0	4,160,000	4,160,000	0	

５．指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

内　　訳	金　　額
経常収益への振替額	
基本財産利息収入	693,987
運用債券売却収入	9,338,444
受取寄付金	980,000
合　　計	11,012,431

附　属　明　細　書

１．基本財産及び特定資産の明細

注記の３．基本財産及び特定資産の財源等の内訳に記載

２．引当金の明細　（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	95,076	95,586	95,076	0	95,586
役員退職慰労金引当金	1,050,000	160,000	60,000	0	1,150,000
合　計	1,145,076	255,586	155,076	0	1,245,586

財　産　目　録

令和5年3月31日現在

（単位:円）

科目		場所	使用目的等	金額
（流動資産）	預　金	普通預金 東日本信漁連　静岡	運転資金として	14,827,621
		普通預金 静岡銀行　県庁支店		850,405
		定期預金 東日本信漁連　静岡		32,500,000
	未収金		公益目的事業の 栽培漁業推進事業業務	4,160,000
	未収収益		公益目的事業及び 管理目的の利息収入	7,119,734
	前払金		公益目的事業の 漁業振興公害対策事業業務	48,515
	前払費用		公益目的事業及び 管理目的の業務に使用した費用	153,997
流動資産合計				59,660,272
（固定資産）	基本財産運用預金	定期預金 東日本信漁連　静岡	公益目的保有財産であり、運用利息を 漁業振興公害対策事業の財源として 使用している	3,543,039
		定期預金 東日本信漁連　静岡	公益目的保有財産であり、運用利息を 栽培漁業推進事業の財源として 使用している	1,141,333
		定期預金 東日本信漁連　静岡	公益目的保有財産であり、運用利息を 法人管理運営事業の財源として 使用している	24,797
	基本財産有価証券 （その他有価証券）	国・地方債　6銘柄	公益目的保有財産であり、運用益を 漁業振興公害対策事業の財源として 使用している	414,129,600
		機構債　6銘柄		556,094,300
		国・地方債　19銘柄	公益目的保有財産であり、運用益を 栽培漁業推進事業の財源として 使用している	1,869,857,400
		機構債　1銘柄		109,990,000
		国・地方債　3銘柄	公益目的保有財産であり、運用益を 法人管理運営事業の財源として 使用している	318,110,000
		機構債　1銘柄		103,680,000
（その他の 固定資産）	マダイ放流事業積立預金	定期預金 東日本信漁連　静岡	公益目的保有財産（寄付金）であり 栽培漁業推進事業・マダイ放流の財源 として使用する	300,000
	役員退職慰労金引当預金	定期預金 東日本信漁連　静岡	理事7名・監事1名に対する 退職に備えたもの	1,150,000
固定資産合計				3,378,020,469
資　産　合　計				3,437,680,741

（単位：円）

科　　目		場　　所	使用目的等	金　額
（流動負債）	源泉所得税預り金		役職員の報酬・給料に 対する源泉所得税	44,524
	未払金		公益目的事業の栽培漁業推進事業の業務に使用する費用	188,540
	未払費用		公益目的事業及び管理目的の業務に使用する費用	214,598
	賞与引当金		職員1名に対する賞与引当金	95,586
流動負債合計				543,248
（固定負債）	役員退職慰労金引当金		理事7名・監事1名に対する退職慰労金	1,150,000
固定負債合計				1,150,000
負　債　合　計				1,693,248
正　味　財　産				3,435,987,493

令　和　５　年　度

（第14年度・通算46年度）

事　業　計　画　書

（自　令和5年4月　1日
至　令和6年3月31日）

公益財団法人　静岡県漁業振興基金

第１　令和５年度事業計画

１　事業方針

市場の金利は著しく低水準の状況が継続している。

このため、令和２年度に長期資産運用計画の策定、漁業振興基金と栽培基金の配分比の変更、漁業振興公害対策事業（助成事業）の予算変更を行い、事業が長期にわたり継続できるようにした。

現時点で、状況の大きな変化はないことから、令和５年度の漁業振興公害対策事業（助成事業）は前年度と同額予算とする。

栽培漁業推進事業については、県の作る栽培基本計画に基づいて実施している。令和５年度以降の実施に該当する第８次栽培基本計画が公表され、放流目標は15%程度削減された。

伊豆、中部、榛南の各地域協議会で調整を行い、第８次栽培基本計画の放流目標を下回らないように事業を実施する。

２　事業計画

（１）漁業振興公害対策事業（漁業振興基金）

採択可能な事業メニュー

区　分	地域振興事業	広域振興事業
①　漁業振興対策	・　種苗放流 ・　漁業施設整備 ・　漁港関連整備	・　漁業資源調査 ・　重要魚種増殖対策 ・　磯焼け対策
②　漁業公害対策	・　漁場監視対策 ・　公害対策関連	・　公害対策等
③　漁業環境保全対策	・　漁業被害防除対策 ・　漁場等清掃	・　広域的海岸清掃等 ・　地先漁場保全対策
④　教育広報		・　漁業者等育成 ・　広報

令和５年度の地域振興事業は、これまでと同様に、漁業振興対策、公害対策、漁業環境保全対策に関する事業を対象として幅広く公募し、外部委員を含めた審査委員会で採択を判断する。令和５年度の事業予算は、前年度と同額の 700 万円とする。

広域振興事業は、前年度と同様に重要魚種増殖対策、磯焼け対策、漁業開発調査、海岸清掃、広報・漁業者等育成事業等について、同程度の補助（181 万円）をする。

また、災害対等、突発的な事案についても予算範囲内で対応する。

令和5年度の広域振興事業

事業種目	内容	実施主体
漁業振興対策	サクラエビ産卵量調査	桜えび組合
漁業振興対策	磯焼け対策	榛南磯焼け対策協議会
教育広報	広報誌刊行	漁連
漁業開発調査事業	水揚げ調査、資源管理	漁連
教育広報	青壮年部の活動補助	漁連
漁業環境保全対策	浜名湖清掃活動	浜名湖をきれいにする会

（２）**栽培漁業推進事業**（栽培漁業推進基金）

指定法人が行なう放流効果実証事業として、マダイとヒラメの放流事業を実施し、漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を普及する。

ア　マダイ放流事業

第８次計画に合わせ、マダイ放流事業では放流計画数を変更する。伊豆・中部・榛南の３海域において放流数を 1,050⇒900 千尾と変更する。これに伴い、中間育成も合計 1,600⇒1,370 千尾に変更する。

なお、放流数の変更は、各地域協議会の議決事項である。しかし、昨年来の餌代を始めとする諸物価の高騰により、現在の事業予算では従来の放流数を維持するのは困難となっていた。

このため、事務局では、この状況を伊豆、中部、榛南の地域協議会で説明し、本年の放流を削減することで了解を得ている。

ただし、今後の物価状況によっては中間育成尾数を削減せざるを得ない可能性がある。一方で、中間育成の歩留まり向上に努め、放流数の減少を軽減したい。

マダイ地域別　中間育成・放流計画

対象海域	伊豆				中部	榛南	合計
中間育成場	網代	田子	内浦	計	小川	地頭方	―
R4 中間育成尾数(千尾)	405	225	270	900	200	500	1,600
R5 中間育成尾数(千尾)	347	192	231	770	170	430	1,370
R4 放流尾数(千尾)	266	148	177	591	131	328	1,050
R5 放流尾数(千尾)	228	127	152	507	112	281	900

イ　ヒラメ放流事業

ヒラメ放流事業では、榛南・沼津の２海域において合計 480 千尾の種苗を中間育成し、320 千尾を放流することを目標とする。

ヒラメは榛南で中間育成を担当している温水利用研究センターが前年度と同数の放流を実施する意向である。沼津も事業の中心となる漁協青壮年部が放流数を維持したいとの希望をだしている。

＊沼津は当法人から沼津市漁業協同組合青壮年部連絡協議会への委託事業となっている。予算240万円のうち、沼津市が 130 万円、沼津市水産振興会が 60 万円、漁業振興基金が 50 万円を負担している。

ヒラメ地域別中間　育成・放流計画（令和４年度と同数）

対象海域	榛南			沼津市	合計
事業名	資源増大推進普及事業	地域栽培推進事業	計	―	―
中間育成場	温水センター		―	内浦	―
中間育成尾数（千尾）	220	200	420	60	480
沖出し時全長（㎜）	30			30	
放流尾数（千尾）	147	133	280	40	320
放流時体長（㎜）	60	60	―	60	
実施時期	４～6月		―	４～5月	―

（３）法人運営事業

漁業振興公害対策事業及び栽培漁業推進事業を実施するために必要な法人の運営管理を行う。理事会を原則として５月に１回、12 月～2 月に２回、計３回、評議員会を原則として５月及び３月に計２回開催する。また、必要がある場合は臨時に理事会・評議員会を開催する。

第2　令和5年度 収支予算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日　公益財団法人静岡県漁業振興基金　（単位:円）

科　　目	公益法人目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合　計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小　計				
Ⅰ 一般正味財産増減の部							
1．経常増減の部							
(1)経常収益							
①基本財産運用収入							
基本財産利息収入	7,729,000	26,500,000	34,229,000		5,116,000		39,345,000
②補助金収入							
県費補助金収入	0	4,160,000	4,160,000		0		4,160,000
③負担金収入							
市町村負担金収入	0	9,507,000	9,507,000		0		9,507,000
漁業者負担金収入	0	12,091,000	12,091,000		0		12,091,000
漁港漁場協会負担金収入	0	190,000	190,000		0		190,000
④寄付金収入							
受取寄付金	0	300,000	300,000		0		300,000
⑤協力金収入							
遊漁者協力金収入	0	51,000	51,000		0		51,000
⑥雑収入							
受　取　利　息	1,000	1,000	2,000		1,000		3,000
⑦引当金取崩額							
役員退職慰労金引当金取崩額	0	0	0		0		0
経常収益計	7,730,000	52,800,000	60,530,000		5,117,000		**65,647,000**
(2)経常費用							
①事業費							
役　員　報　酬	1,609,200	2,682,000	4,291,200				4,291,200
給　料　手　当	783,000	783,000	1,566,000				1,566,000
福 利 厚 生 費	375,000	500,000	875,000				875,000
旅 費 交 通 費	23,400	739,200	762,600				762,600
会　議　費	10,000	276,000	286,000				286,000
通 信 運 搬 費	78,000	131,000	209,000				209,000
消 耗 備 品 費	22,800	1,030,400	1,053,200				1,053,200
図 書 印 刷 費	61,500	445,000	506,500				506,500
諸　会　費	0	300,000	300,000				300,000
水 道 光 熱 費	0	0	0				0
賃　借　料	0	0	0				0
雑　費	23,100	236,800	259,900				259,900
助　成　金	8,810,000	0	8,810,000				8,810,000
諸　謝　金	0	580,000	580,000				580,000
委　託　費	0	17,016,000	17,016,000				17,016,000
種 苗 購 入 費	0	26,880,000	26,880,000				26,880,000
種 苗 運 搬 費	0	611,000	611,000				611,000
施 設 整 備 費	0	4,000,000	4,000,000				4,000,000
負　担　金	0	100,000	100,000				100,000
事 業 費 計	11,796,000	56,310,400	68,106,400				68,106,400

科　　目	公益法人目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合　計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小　計				
②管理費							
役　員　報　酬					1,072,800		1,072,800
給　料　手　当					1,044,000		1,044,000
福 利 厚 生 費					375,000		375,000
旅 費 交 通 費					523,400		523,400
会　　議　　費					108,000		108,000
通 信 運 搬 費					392,000		392,000
消 耗 備 品 費					22,800		22,800
図 書 印 刷 費					261,500		261,500
諸　　会　　費					246,000		246,000
水 道 光 熱 費					331,000		331,000
賃　　借　　料					857,000		857,000
雑　　費					163,100		163,100
役員退職慰労金					0		0
管 理 費 計					5,396,600		5,396,600
③引当金繰入額							
賞与引当金繰入額	28,500	28,500	57,000		38,000		95,000
役員退職慰労金引当金繰入額	0	0	0		160,000		160,000
引 当 金 計	28,500	28,500	57,000		198,000		255,000
経常費用計	11,824,500	56,338,900	68,163,400		5,594,600		**73,758,000**
当期経常増減額	△ 4,094,500	△ 3,538,900	△ 7,633,400		△ 477,600		△ 8,111,000
当期一般正味財産増減額	△ 4,094,500	△ 3,538,900	△ 7,633,400		△ 477,600		△ 8,111,000
一般正味財産期首残高	20,198,868	29,196,211	49,395,079		4,756,919		54,151,998
一般正味財産期末残高	16,104,368	25,657,311	41,761,679		4,279,319		46,040,998
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
指定正味財産期首残高	1,036,054,466	2,075,287,758	3,111,342,224		441,667,236		3,553,009,460
指定正味財産期末残高	1,036,054,466	2,075,287,758	3,111,342,224		441,667,236		3,553,009,460
Ⅲ 正味財産期末残高	1,052,158,834	2,100,945,069	3,153,103,903		445,946,555		3,599,050,458